

# 各種団体等からの広報折込チラシの取扱について

平成31年1月

令和4年4月

広報への折込チラシについては、市が市民に周知すべきと判断する内容である必要があるとともに、配布について市民から疑念を持たれることがないようにするため、折込チラシは市が直接または密接にかかわる事業や業務に関するもので、特に公益性の高いものに限定し、下記のとおり取り扱うものとします。

## 1 折込みできるチラシ

下記に該当するもので、発行者及び問合せ先が記載されたものとします。

### (1) 市が共催する事業

※「湯沢市共催」の記載が必要です

### (2) 市または国・県が業務を委託した事業

※「委託業務名」の記載が必要です

### (3) 市が後援または協賛する事業

※「湯沢市後援」または「湯沢市協賛」の記載が必要です

### (4) 市から補助金等を受けた事業

※「補助金名」の記載が必要です

### (5) 地域コミュニティ活動等に関するもの

※ 配布できる区域は、実際に活動を行っている区域とし、最小限とします

## 2 折込できないチラシ

下記の内容を含むチラシは、折込むことはできません。

### (1) 営利を目的としたもの

### (2) 会費の徴収や募金等（公的なものを除く）を目的としたもの

### (3) 広報に掲載する(した)情報と重複するもの

### (4) 発行日から3日以内に開催または締切日があるもの

### (5) 折込回数が年間6回を超えるもの（折込頻度が高く恒常的なもの）

## 3 折込みの依頼および期限

外部団体等が折込みを依頼するときは、その事業や業務について関係する市役所の担当課所へ「チラシの原稿」を提示して、折込みを希望する広報発行日の20日前までに依頼してください。依頼を受けた担当課所が、折込みの可否を判断の上、情報政策課に申請します。

なお、チラシに不備がある場合は、折込みを許可できないため、配布依頼前の印刷や仕分けは絶対にしないでください。

※詳細な依頼期限については、「広報掲載及びチラシ折込依頼締切一覧」によりご確認ください。

## 4 折込チラシの搬入

チラシの配布部数は毎月20日頃に確定しますので、担当課所から配布部数表と仕分け方法を取得し、定められた方法で仕分けの上、折込みする広報の発行日3日前までにシルバー人材センターおよび各総合支所に搬入してください。

## 5 取扱の適用日

この取扱については、平成31年4月号の広報折込から適用します。